

タクシー業務適正化特別措置法施行令の一部を改正する政令案参照条文

○ タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

25 （略）

6 この法律で「特定指定地域」とは、指定地域のうち、特に利用者の利便を確保する観点からタクシー事業の業務の適正化を図る必要があると認められる地域で政令で定めるものをいう。

（登録の申請）

第五条 登録は、指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第七条

第一項第五号において同じ。）でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 申請者が雇用されているタクシー事業者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。）の氏名又は名称及び住所

三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十六条第一項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第

二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証の番号及び有効期限

四 申請に係る指定地域

3 前項の申請書を提出する場合には、同項第一号に掲げる事項を証する書面、申請者が第七条第一項第一号から第五号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

（政令等の制定改廃に伴う経過措置）

第五十三条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合には、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

○ タクシー業務適正化特別措置法施行令（昭和四十五年政令第二百二十四号）（抄）

（指定地域及び特定指定地域）

第一条 タクシー業務適正化特別措置法（以下「法」という。）第二条第五項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

法第二条第六項の政令で定める地域は、前項に規定する東京地域及び大阪地域とする。

名称	地域
東京地域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域 (略)
横浜地域	神奈川県 <small>の区域のうち</small> 、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域
大阪地域	大阪府 <small>の区域のうち</small> 、大阪市、堺市（美原区を除く。）、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域 (略)
	(略)

備考 この表において用いられた行政区画又は土地の名称による区域は、平成二十年四月一日においてその行政区画又は土地の名称による区域として定められていた区域とする。